

#### (4) 船積貨物警備料

〔平成7年12月1日実施〕  
全日本ワッチマン業協会  
TEL 321-7641

##### I 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

##### II 料金の種類及び適用方

###### 1. 基本料金

(1口につき 単位円)

項 目	昼 間 料 金	夜 間 料 金
本船舷門又は巡回警備料金		
本 船 船 艙 警 備 料 金	17,535	35,044
舳 運 送 警 備 料 金	＼	＼
貨物集積場警備料金	17,552	35,077

- (注) ① 昼間料金は、8時より17時の間に行った作業に対して適用します。  
② 夜間料金は、17時より翌朝8時の間に行った作業に対して適用します。  
③ 前半夜(17時より21時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の5割を基本料金とします。  
④ 一昼夜(8時より翌朝8時)の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額を基本料金とします。

###### (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- (イ) 「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門船艙、甲板等船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。  
(ロ) 「舳運送警備」は舳積貨物(場所は舳溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。  
(ハ) 「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋(CFSを含む)及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

###### (2) 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上決定します。

###### 2. 割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の3割増とします。

### 3. 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始1時間前までは、基本料金の5割、それ以後は10割を申し受けます。

備考 (イ) 手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。

(ロ) 作業開始時刻：昼間作業は8時、夜間作業は17時とします。

### 4. 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼間	60円	52円
半夜	60円	52円
全夜	120円	104円

### 5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

### 6. その他

(1) 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(3) 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。

(4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

(5) 基本料金(注)④項について、密航者、上陸禁止監視業務等、特殊警備業務については、割増料金を申し受けます。

(6) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。